

山口県報

平成28年
3月22日
(火曜日)

目次

- 規則
山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則(人事課)……………一
- 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則(学事文書課)……………一
- 訓令
山口県職員服務規程の一部を改正する訓令(人事課)……………二
- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………二
- 家畜伝染病予防法第五条第一項の規定による家畜の検査の実施(畜産振興課)……………四
- 家畜伝染病予防法第六条第一項の規定による家畜の注射の実施(畜産振興課)……………七
- 道路の区域の変更(道路整備課)……………八
- 周南東都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………八
- 土砂災害警戒区域の指定の解除(二件)(砂防課)……………八
- 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)……………一
- 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)……………三
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課)……………六
- 公告
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………七
- 公安委規則
山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則……………八
- 山口県道路交通規則の一部を改正する規則……………八
- 県議会規則
山口県議会傍聴規則の一部を改正する規則……………八
- 企業局告示
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査……………九



山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十五号

山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則

山口県職員被服等貸与規則(昭和四十六年山口県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の7の項を次のように改める。

7	別	添
---	---	---

別表第一の26の項中「、そのつくり技術料」を「、添付技術料、そのつくり技術料、CAD/CAM技術料、」に、「木質繊維料」を「木質繊維料、内装用ナイロン」に改め、同表50の項中「E口通並編織巾着カバー、」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の山口県職員被服等貸与規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により職員に貸与されている被服等は、改正後の山口県職員被服等貸与規則(以下「改正後の規則」という。)の相当規定により貸与されたものとみなす。この場合において、改正前の規則の規定により職員に貸与されていた被服等の貸与期間を改正後の規則の規定により職員に貸与されたものとみなされる被服等の貸与期間に通算する。

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十六号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十四年山口県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表山口県立農業大学校の入校試験の成績の項中「入学試験」を「入学試験」に改め、同表家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験の成績の項の次に次のように加える。

職員採用選考の成績(獣医師の採用に係るものに限る。)	合格発表の日から一年	農林水産部畜産振興課
----------------------------	------------	------------

別表動物用医薬品登録販売者試験の成績の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験の成績の項の次に次のように加える改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。



山口県訓令第3号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
山口県労働委員会事務局

山口県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県職員服務規程の一部を改正する訓令

山口県職員服務規程(昭和二十九年山口県訓令第十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを「(営利企業への従事等に係る許可の申請手続)」に改め、同条中「営利企業等に従事しよう」とを「営利企業への従事等しよう」とに、「従事しようとする」を「当該営利企業への従事等に係る」に、「従事すること」を「当該営利企業への従事等」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。



山口県告示第七十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十八年三月二十二日から同年四月十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社新笠戸ドック
住 所 下松市大字笠戸島二九番地の二二〇
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社新笠戸ドック
所在地 下松市大字笠戸島二九番地の二二〇
- 三 特定施設の種類の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設
- 四 変更しようとする事項の内容
排水水の量を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 9 排水口	No. 8 排水口	No. 7 排水口	No. 6 排水口	No. 5 排水口	No. 4 排水口	No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水口	項目	
										変更前	変更後
〃	〃	六・八	〃	〃	六・八	〃	八・一	七・八	通	水素イオン濃度 (水素指数)	排水水の汚染状態の値
〃	〃	八・五	〃	〃	八・五	〃	八・三	八・三	常	最大	
〃	〃	一六	〃	〃	一六	〃	四	四・八	通	化学的酸素要求量 (mg/l)	
〃	〃	二五	〃	〃	二五	〃	五・二	五・八	常	最大	
八〇	一〇	八〇	〃	〃	一〇	〃	一〇・一	六・八	通	浮遊物質質量 (mg/l)	
九〇	二〇	九〇	〃	〃	三〇	〃	一六	三四	常	最大	
〃	〃	二〇〇	〃	〃	一〇〇	〃	検出せず	検出せず	通	大腸菌群数 (個/ml)	
〃	〃	一〇	〃	〃	一〇	〃	〇・二	〇・四	常	窒素 (mg/l)	
〃	〃	三〇	〃	〃	三〇	〃	〇・七	〇・七	常	最大	
〃	〃	五	〃	〃	五	〃	〇・〇三	〇・〇三	通	燐 (mg/l)	
〃	〃	八	〃	〃	八	〃	〇・〇六	〇・〇七	常	最大	
五	三・四	五	〇・八	一	一三〇	〃	二七、七〇七	七、七六八	通	排水の一日当たりの量 (m ³)	
七・五	四・二	七・五	一・二五	一三五	〃	〃	〃	一三、四七四	常	最大	

No.13 排 水 口		No.12 排 水 口		No.11 排 水 口		No.10 排 水 口		
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
六・八		六・八		〃	〃	〃	〃	〃
八・五 〃六		八・五 〃六		〃	〃	〃	〃	〃
一六		一六		〃	〃	〃	〃	〃
二五		二五		〃	〃	〃	〃	〃
一〇		一〇		〃	〃	〃	〃	一〇
二〇		二〇		〃	一五	〃	〃	二〇
一〇〇		一〇		〃	〃	〃	〃	〃
一〇		八・六		〃	〃	〃	〃	〃
三〇		一七		〃	〃	〃	〃	〃
五		一・六		〃	〃	〃	〃	〃
八		六・七		〃	〃	〃	〃	〃
四		一三〇		一・一	一・四	一	二	三・四
五		一三五		〃	一・四	一・二五	三・五	四・二

山口県告示第七十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について検査を受けることを命ずる。

平成二十八年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 牛のブルセラ病検査

- (一) 目的
牛のブルセラ病の発生を予防するため
- (二) 区域
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
3 1及び2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

(四) 期日

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

急速凝集反応法

二 牛の結核病検査

- (一) 目的
牛の結核病の発生を予防するため
- (二) 区域
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
3 1及び2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
4 受精卵の採取の用に供する雌牛
5 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛

- (四) 期日
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法
ツベルクリン皮内注射法
- 三 牛のヨーネ病検査
- (一) 目的
牛のヨーネ病の発生を予防するため
- (二) 区域
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
2 1に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
3 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛
- (四) 期日
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法
1 予備的抗体検出法(スクリーニング法)
2 1による検査の反応が陽性である場合には、リアルタイムPCR法
- 四 伝達性海綿状脳症検査
- (一) 目的
伝達性海綿状脳症の発生の状況等を把握するため
- (二) 区域
山口県全域(萩市見島を除く。)
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
1 月齢又は推定月齢が満四十八月以上で死亡した牛の死体
2 月齢又は推定月齢が満十二月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体
- (四) 期日
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法
1 牛の死体にあつては酵素免疫測定法(エライザ法)
2 めん羊、山羊及び1による検査の反応が陰性でない牛の死体にあつてはウエスタンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査
-
- 五 馬伝染性貧血検査
- (一) 目的
馬伝染性貧血の発生を予防するため
- (二) 区域
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
馬の全部(平成二十四年四月一日以降に検査を受けた馬を除く。)
- (四) 期日
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法
寒天ゲル内沈降反応検査
- 六 馬インフルエンザ検査
- (一) 目的
馬インフルエンザの発生を予防するため
- (二) 区域
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
飼養している馬で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
- (四) 期日
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法
簡易抗原検査
- 七 豚コレラ検査
- (一) 目的
豚コレラの発生を予防するため
- (二) 区域
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
家畜防疫員が検査の必要があると認める豚
- (四) 期日
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法
酵素免疫測定法(エライザ法)
- 八 豚のオースキー病検査

- (一) 目的
豚のオーエスキー病の発生を予防するため
 - (二) 区域
山口県全域
 - (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
対象となる豚で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
 - 1 飼育している豚で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
 - 2 繁殖の用に供する目的で県外へ移出しようとする豚
 - 3 繁殖の用に供し、又は肥育する目的で県外から移入した豚（清浄段階の地域（その地域内で飼育しているいずれの豚等（豚及びいのししをいう。以下同じ。）に対してもオーエスキー病の予防注射を実施しておらず、かつ、その地域内において豚等を飼育している全ての農場において毎年二回以上B検査（オーエスキー病の検査であつて、農場で飼育している豚等の数が、二十二頭以下である場合にあつてはその全部を、二十三頭以上四十九頭以下である場合にあつては二十二頭を、五十頭以上九十九頭以下である場合にあつては二十六頭を、百頭以上二百頭以下である場合にあつては二十七頭を、二百一頭以上九百九十九頭以下である場合にあつては二十八頭を、千頭以上である場合にあつては二十九頭を、それぞれ無作為に抽出して行うものをいう。）を実施し、又は毎年一回以上C検査（オーエスキー病の検査であつて、農場で飼育している豚等の数が、三十五頭以下である場合にあつてはその全部を、三十六頭以上四十九頭以下である場合にあつては三十五頭を、五十頭以上九十九頭以下である場合にあつては四十五頭を、百頭以上二百頭以下である場合にあつては五十一頭を、二百一頭以上九百九十九頭以下である場合にあつては五十八頭を、千頭以上である場合にあつては五十九頭を、それぞれ無作為に抽出して行うものをいう。以下同じ。）を実施し、その結果、オーエスキー病の野外抗体について陽性であると認められる豚等が一年以上確認されていない地域をいう。）から移入したもの又はC検査を実施し、その結果、オーエスキー病の抗体について陽性であると認められる豚等が確認されていない農場から移入したものを除く。）
 - (四) 期日
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
 - (五) 検査の方法
ラテックス凝集反応法
- 九 鶏の高病原性鳥インフルエンザ検査
- (一) 目的
鶏の高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため

- (一) 区域
山口県全域
 - (二) 対象となる家畜の種類及び範囲
対象としている鶏で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
 - (三) 期日
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
 - (四) 検査の方法
血清抗体検査（家畜防疫員が必要があると認める鶏にあつては、血清抗体検査及びウイルス分離検査）
 - (五) 検査の方法
ウイルス分離検査
- 十 家きんサルモネラ感染症検査及びマイコプラズマ・ガリセプチカム検査
- (一) 目的
家きんサルモネラ感染症及び鶏マイコプラズマ病の発生を予防するため
 - (二) 区域
山口県全域
 - (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
対象となる家畜の種類及び範囲
 - (四) 期日
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
 - (五) 検査の方法
急速凝集反応法
- 十一 腐蛆病検査
- (一) 目的
腐蛆病の発生を予防するため
 - (二) 区域
山口県全域
 - (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
対象となる家畜の種類及び範囲
 - (四) 期日
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
 - (五) 検査の方法
肉眼検査

山口県告示第七十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について注射を受けることを命ずる。

平成二十八年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 牛流行熱予防注射及びイバラキ病予防注射

(一) 目的

牛流行熱及びイバラキ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

1 牛流行熱 前年度に注射を受けた牛にあつては筋肉一回注射

前年度に注射を受けていない牛にあつては筋肉二回注射

2 イバラキ病 皮下一回注射

二 牛流行熱・イバラキ病混合予防注射

(一) 目的

牛流行熱及びイバラキ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

前年度に注射を受けた牛にあつては筋肉一回注射

前年度に注射を受けていない牛にあつては筋肉二回注射

三 牛伝染性鼻気管炎予防注射

(一) 目的

牛伝染性鼻気管炎の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

筋肉一回注射

四 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢粘膜炎・牛パラインフルエンザ混合予防注射

(一) 目的

牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢・粘膜炎及び牛パラインフルエンザの発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

筋肉一回注射

五 牛の炭疽予防注射

(一) 目的

牛の炭疽の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

皮下一回注射

六 豚の流行性脳炎予防注射

(一) 目的

豚の流行性脳炎の発生を予防するため

- (一) 区域
山口県全域
- (二) 対象となる家畜の種類及び範囲
繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している豚
- (三) 期日
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
- (四) 注射の方法
越夏豚にあつては皮下一回注射
未越夏豚にあつては皮下二回注射

山口県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道
路線名 豊浦久野線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
下関市豊浦町大字川棚字前坪五二四六の七地先から同市豊浦町大字川棚字向江四九一〇の六地先まで	最狭 三二・〇〇	最狭 二一・〇〇		二五二・〇	
	最狭 三四・〇〇			二四一・〇	

山口県告示第七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、周南東都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 施行者の名称
周南市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
周南東都市計画下水道事業周南市流域関連公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和五十六年一月三十日から平成三十五年三月三十一日まで
- 四 事業地
周南市新清光台二丁目、新清光台三丁目、新清光台四丁目、清光台町、鶴見台一丁目、鶴見台二丁目、鶴見台三丁目、鶴見台四丁目、鶴見台五丁目、鶴見台六丁目、高水原一丁目、高水原二丁目、高水原三丁目、熊毛中央町、呼坂本町、藤ヶ台一丁目、藤ヶ台二丁目、勝間ヶ丘二丁目、勝間ヶ丘三丁目、勝間ヶ丘三丁目、大字小松原、大字清尾、大字樋口、大字安田、大字原、大字呼坂、大字中村及び大字大河内

山口県告示第七十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十一年山口県告示第四百四十九号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十八年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称
周東町獺越(一)、周東町獺越(二)、周東町獺越(三)、周東町獺越(四)、周東町獺越(五)、周東町獺越(六)、周東町獺越(七)、周東町獺越(八)、周東町獺越(九)、周東町獺越(十)、周東町獺越(十一)、周東町獺越(十二)、周東町獺越(十三)、周東町獺越(十四)、周東町獺越(十五)、周東町獺越(十六)、周東町獺越(十七)、周東町獺越(十八)、周東町獺越(十九)、周東町獺越(二十)、周東町獺越(二十一)、周東町獺越(二十二)、周東町獺越(二十三)、周東町獺越(二十四)、周東町獺越(二十五)、周東町獺越(二十六)、周東町獺越(二十七)、周東町獺越(二十八)、周東町獺越(二十九)、周東町獺越(三十)、周東町獺越(三十一)、周東町獺越(三十二)、周東町獺越(三十三)、周東町獺越(三十四)、周東町獺越(三十五)、周東町獺越(三十六)、周東町獺越(三十七)、周東町獺越(三十八)

山口県告示第八十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律

- 町上須通(15)、周東町上須通(16)、周東町上須通(17)、周東町川上(1)、周東町川上(2)、周東町川上(3)、周東町川上(4)、周東町川上(5)、周東町川上(6)、周東町川上(7)、周東町差川(1)、周東町差川(2)、周東町差川(3)、周東町差川(4)、周東町差川(5)、周東町差川(6)、周東町差川(7)、周東町差川(8)、周東町差川(9)、周東町差川(10)、周東町差川(11)、周東町差川(12)、周東町差川(13)、周東町差川(14)、周東町差川(15)、周東町差川(16)、周東町差川(17)、周東町差川(18)、周東町差川(19)、周東町差川(20)、周東町差川(21)、周東町差川(22)、周東町下須通(1)、周東町下須通(2)、周東町下須通(3)、周東町下須通(4)、周東町下須通(5)、周東町下須通(6)、周東町下須通(7)、周東町下須通(8)、周東町下須通(9)、周東町下須通(10)、周東町下須通(11)、周東町下須通(12)、周東町下須通(13)、周東町下須通(14)、周東町下須通(15)、周東町下須通(16)、周東町下須通(17)、周東町下須通(18)、周東町下須通(19)、周東町下須通(20)、周東町下須通(21)、周東町下須通(22)、周東町下須通(23)、周東町下須通(24)、周東町下須通(25)、周東町下須通(26)、周東町下須通(27)、周東町下須通(28)、周東町下須通(29)、周東町下須通(30)、周東町下須通(31)、周東町下須通(32)、周東町下須通(33)、周東町下須通(34)、周東町下須通(35)、周東町下須通(36)、周東町下須通(37)、周東町下須通(38)、周東町下須通(39)、周東町下須通(40)、周東町下須通(41)、周東町下須通(42)、周東町下須通(43)、周東町下須通(44)、周東町下須通(45)、周東町下須通(46)、周東町下須通(47)、周東町下須通(48)、周東町下須通(49)、周東町下須通(50)、周東町下須通(51)、周東町下須通(52)、周東町下須通(53)、周東町下須通(54)、周東町下須通(55)、周東町下須通(56)、周東町下須通(57)、周東町下須通(58)、周東町下須通(59)、周東町下須通(60)、周東町下須通(61)、周東町下須通(62)、周東町下須通(63)、周東町下須通(64)、周東町下須通(65)、周東町下須通(66)、周東町下須通(67)、周東町下須通(68)、周東町下須通(69)、周東町下須通(70)、周東町下須通(71)、周東町下須通(72)、周東町下須通(73)、周東町下須通(74)、周東町下須通(75)、周東町下須通(76)、周東町下須通(77)、周東町下須通(78)、周東町下須通(79)、周東町下須通(80)、周東町下須通(81)、周東町下須通(82)、周東町下須通(83)、周東町下須通(84)、周東町下須通(85)、周東町下須通(86)、周東町下須通(87)、周東町下須通(88)、周東町下須通(89)、周東町下須通(90)、周東町下須通(91)、周東町下須通(92)、周東町下須通(93)、周東町下須通(94)、周東町下須通(95)、周東町下須通(96)、周東町下須通(97)、周東町下須通(98)、周東町下須通(99)、周東町下須通(100)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。）

第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十八年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

- 周東町獺越(1)、周東町獺越(2)、周東町獺越(3)、周東町獺越(4)、周東町獺越(5)、周東町獺越(6)、周東町獺越(7)、周東町獺越(8)、周東町獺越(9)、周東町獺越(10)、周東町獺越(11)、周東町獺越(12)、周東町獺越(13)、周東町獺越(14)、周東町獺越(15)、周東町獺越(16)、周東町獺越(17)、周東町獺越(18)、周東町獺越(19)、周東町獺越(20)、周東町獺越(21)、周東町獺越(22)、周東町獺越(23)、周東町獺越(24)、周東町獺越(25)、周東町獺越(26)、周東町獺越(27)、周東町獺越(28)、周東町獺越(29)、周東町獺越(30)、周東町獺越(31)、周東町獺越(32)、周東町獺越(33)、周東町獺越(34)、周東町獺越(35)、周東町獺越(37)、周東町獺越(39)、周東町獺越(40)、周東町獺越(41)、周東町獺越(42)、周東町獺越(43)、周東町獺越(44)、周東町獺越(45)、周東町獺越(46)、周東町獺越(47)、周東町獺越(48)、周東町獺越(49)、周東町獺越(51)、周東町獺越(52)、周東町獺越(53)、周東町獺越(54)、周東町獺越(55)、周東町獺越(56)、周東町獺越(57)、周東町上久原(1)、周東町上久原(3)、周東町上久原(4)、周東町上久原(5)、周東町上久原(6)、周東町上久原(7)、周東町上久原(8)、周東町上久原(9)、周東町上久原(10)、周東町上久原(11)、周東町上久原(12)、周東町上久原(13)、周東町上久原(14)、周東町上久原(15)、周東町上久原(17)、周東町上久原(18)、周東町上久原(19)、周東町上久原(20)、周東町上久原(21)、周東町上久原(22)、周東町上久原(23)、周東町上須通(1)、周東町上須通(2)、周東町上須通(3)、周東町上須通(4)、周東町上須通(5)、周東町上須通(6)、周東町上須通(7)、周東町上須通(8)、周東町上須通(9)、周東町上須通(10)、周東町上須通(11)、周東町上須通(12)、周東町川上(1)、周東町川上(2)、周東町川上(3)、周東町川上(4)、周東町川上(5)、周東町川上(6)、周東町川上(7)、周東町川上(8)、周東町川上(9)、周東町川上(10)、周東町川上(11)、周東町川上(12)、周東町差川(1)、周東町差川(2)、周東町差川(3)、周東町差川(4)、周東町差川(5)、周東町差川(6)、周東町差川(7)、周東町差川(8)、周東町差川(9)、周東町差川(10)、周東町差川(11)、周東町差川(12)、周東町差川(13)、周東町差川(14)、周東町差川(15)、周東町差川(16)、周東町差川(17)、周東町差川(18)、周東町差川(19)、周東町差川(20)、周東町差川(21)、周東町差川(22)、周東町差川(23)、周東町差川(24)、周東町三瀬川(1)、周東町三瀬川(2)、周東町三瀬川(3)、周東町三瀬川(4)、周東町三瀬川(5)、周東町三瀬川(6)

- 獺越(10)、周東町獺越(11)、周東町獺越(12)、周東町獺越(13)、周東町獺越(14)、周東町獺越(15)、周東町獺越(16)、周東町獺越(17)、周東町獺越(18)、周東町獺越(19)、周東町獺越(20)、周東町獺越(21)、周東町獺越(22)、周東町獺越(23)、周東町獺越(24)、周東町獺越(25)、周東町獺越(26)、周東町獺越(27)、周東町上久原(1)、周東町上久原(2)、周東町上久原(3)、周東町上久原(4)、周東町上久原(5)、周東町上久原(6)、周東町上久原(7)、周東町上久原(8)、周東町上久原(9)、周東町上久原(10)、周東町上須通(1)、周東町上須通(2)、周東町上須通(3)、周東町上須通(4)、周東町上須通(5)、周東町上須通(6)、周東町上須通(7)、周東町上須通(8)、周東町上須通(9)、周東町上須通(10)、周東町上須通(11)、周東町上須通(12)、周東町上須通(13)、周東町上須通(14)、周東町上須通(15)、周東町上須通(16)、周東町上須通(17)、周東町川上(1)、周東町川上(2)、周東町川上(3)、周東町川上(4)、周東町川上(5)、周東町川上(6)、周東町川上(7)、周東町川上(8)、周東町差川(1)、周東町差川(2)、周東町差川(3)、周東町差川(4)、周東町差川(5)、周東町差川(6)、周東町差川(7)、周東町差川(8)、周東町差川(9)、周東町差川(10)、周東町差川(11)、周東町差川(12)、周東町差川(13)、周東町差川(14)、周東町差川(15)、周東町差川(16)、周東町差川(17)、周東町差川(18)、周東町差川(19)、周東町差川(20)、周東町差川(21)、周東町三瀬川(1)、周東町三瀬川(2)、周東町三瀬川(3)、周東町三瀬川(4)、周東町三瀬川(5)、周東町三瀬川(6)、周東町三瀬川(7)、周東町三瀬川(8)、周東町三瀬川(9)、周東町三瀬川(10)、周東町三瀬川(11)、周東町三瀬川(12)、周東町三瀬川(13)、周東町三瀬川(14)、周東町三瀬川(15)、周東町三瀬川(16)、周東町三瀬川(17)、周東町三瀬川(18)、周東町三瀬川(19)、周東町三瀬川(20)、周東町三瀬川(21)、周東町三瀬川(22)、周東町三瀬川(23)、周東町三瀬川(24)、周東町三瀬川(25)、周東町三瀬川(26)、周東町三瀬川(27)、周東町三瀬川(28)、周東町三瀬川(29)、周東町三瀬川(30)、周東町三瀬川(31)、周東町三瀬川(32)、周東町三瀬川(33)、周東町三瀬川(34)、周東町三瀬川(35)、周東町三瀬川(36)、周東町三瀬川(37)、周東町三瀬川(38)、周東町三瀬川(39)、周東町三瀬川(40)、周東町三瀬川(41)、周東町三瀬川(42)、周東町三瀬川(43)、周東町三瀬川(44)、周東町三瀬川(45)、周東町三瀬川(46)、周東町三瀬川(47)、周東町三瀬川(48)、周東町三瀬川(49)、周東町三瀬川(50)、周東町三瀬川(51)、周東町三瀬川(52)、周東町三瀬川(53)、周東町三瀬川(54)、周東町三瀬川(55)、周東町三瀬川(56)、周東町三瀬川(57)、周東町三瀬川(58)、周東町三瀬川(59)、周東町三瀬川(60)、周東町三瀬川(61)、周東町三瀬川(62)、周東町三瀬川(63)、周東町三瀬川(64)、周東町三瀬川(65)、周東町三瀬川(66)、周東町三瀬川(67)、周東町三瀬川(68)、周東町三瀬川(69)、周東町三瀬川(70)、周東町三瀬川(71)、周東町三瀬川(72)、周東町三瀬川(73)、周東町三瀬川(74)、周東町三瀬川(75)、周東町三瀬川(76)、周東町三瀬川(77)、周東町三瀬川(78)、周東町三瀬川(79)、周東町三瀬川(80)、周東町三瀬川(81)、周東町三瀬川(82)、周東町三瀬川(83)、周東町三瀬川(84)、周東町三瀬川(85)、周東町三瀬川(86)、周東町三瀬川(87)、周東町三瀬川(88)、周東町三瀬川(89)、周東町三瀬川(90)、周東町三瀬川(91)、周東町三瀬川(92)、周東町三瀬川(93)、周東町三瀬川(94)、周東町三瀬川(95)、周東町三瀬川(96)、周東町三瀬川(97)、周東町三瀬川(98)、周東町三瀬川(99)、周東町三瀬川(100)

- 町祖生(42)、周東町祖生(43)、周東町祖生(44)、周東町祖生(45)、周東町祖生(46)、周東町祖生(47)、周東町祖生(48)、周東町祖生(49)、周東町祖生(50)、周東町祖生(51)、周東町祖生(52)、周東町祖生(53)、周東町祖生(54)、周東町祖生(55)、周東町祖生(56)、周東町祖生(57)、周東町祖生(58)、周東町祖生(59)、周東町祖生(60)、周東町祖生(61)、周東町祖生(62)、周東町祖生(63)、周東町祖生(64)、周東町祖生(65)、周東町祖生(66)、周東町祖生(67)、周東町祖生(68)、周東町祖生(69)、周東町祖生(70)、周東町祖生(71)、周東町祖生(72)、周東町祖生(73)、周東町祖生(74)、周東町祖生(75)、周東町祖生(76)、周東町祖生(77)、周東町祖生(78)、周東町祖生(79)、周東町祖生(80)、周東町祖生(81)、周東町祖生(82)、周東町祖生(83)、周東町祖生(84)、周東町祖生(85)、周東町祖生(86)、周東町祖生(87)、周東町祖生(88)、周東町祖生(89)、周東町祖生(90)、周東町祖生(91)、周東町祖生(92)、周東町祖生(93)、周東町祖生(94)、周東町祖生(95)、周東町祖生(96)、周東町祖生(97)、周東町祖生(98)、周東町祖生(99)、周東町祖生(100)

山口県告示第八十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

一 区域の範囲

二 次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。）

- 二 区域の範囲
 - 二 区域の範囲
 - 次図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
 - 次図のとおり
- (「次図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)
- 一 区域の名称
 - 周東町瀬越(一)(1)、周東町瀬越(一)(2)、周東町瀬越(一)(3)、周東町瀬越(一)(4)、周東町瀬越(一)(5)、周東町瀬越(一)(6)、周東町瀬越(一)(7)、周東町瀬越(一)(8)、周東町瀬越(一)(9)、周東町瀬越(一)(10)、周東町瀬越(一)(11)、周東町瀬越(一)(12)、周東町瀬越(一)(13)、周東町瀬越(一)(14)、周東町田尻(一)(12)、周東町田尻(一)(13)、周東町田尻(一)(14)、周東町田尻(一)(15)、周東町田尻(一)(16)、周東町田尻(一)(17)、周東町田尻(一)(18)、周東町田尻(一)(19)、周東町田尻(一)(20)、周東町田尻(一)(21)、周東町田尻(一)(22)、周東町田尻(一)(23)、周東町田尻(一)(24)、周東町田尻(一)(25)、周東町田尻(一)(26)、周東町田尻(一)(27)、周東町田尻(一)(28)、周東町田尻(一)(29)、周東町田尻(一)(30)、周東町田尻(一)(31)、周東町田尻(一)(32)、周東町田尻(一)(33)、周東町田尻(一)(34)、周東町田尻(一)(35)、周東町田尻(一)(36)、周東町田尻(一)(37)、周東町田尻(一)(38)、周東町田尻(一)(39)、周東町田尻(一)(40)、周東町田尻(一)(41)、周東町田尻(一)(42)、周東町田尻(一)(43)、周東町田尻(一)(44)、周東町田尻(一)(45)、周東町田尻(一)(46)、周東町田尻(一)(47)、周東町田尻(一)(48)、周東町田尻(一)(49)、周東町田尻(一)(50)、周東町田尻(一)(51)、周東町田尻(一)(52)、周東町田尻(一)(53)、周東町田尻(一)(54)、周東町田尻(一)(55)、周東町田尻(一)(56)、周東町田尻(一)(57)、周東町田尻(一)(58)、周東町田尻(一)(59)、周東町田尻(一)(60)、周東町田尻(一)(61)、周東町田尻(一)(62)、周東町田尻(一)(63)、周東町田尻(一)(64)、周東町田尻(一)(65)、周東町田尻(一)(66)、周東町田尻(一)(67)、周東町田尻(一)(68)、周東町田尻(一)(69)、周東町田尻(一)(70)、周東町田尻(一)(71)、周東町田尻(一)(72)、周東町田尻(一)(73)、周東町田尻(一)(74)、周東町田尻(一)(75)、周東町田尻(一)(76)、周東町田尻(一)(77)、周東町田尻(一)(78)、周東町田尻(一)(79)、周東町田尻(一)(80)、周東町田尻(一)(81)、周東町田尻(一)(82)、周東町田尻(一)(83)、周東町田尻(一)(84)、周東町田尻(一)(85)、周東町田尻(一)(86)、周東町田尻(一)(87)、周東町田尻(一)(88)、周東町田尻(一)(89)、周東町田尻(一)(90)、周東町田尻(一)(91)、周東町田尻(一)(92)、周東町田尻(一)(93)、周東町田尻(一)(94)、周東町田尻(一)(95)、周東町田尻(一)(96)、周東町田尻(一)(97)、周東町田尻(一)(98)、周東町田尻(一)(99)、周東町田尻(一)(100)

- 東町瀬越(二)(15)、周東町瀬越(二)(16)、周東町瀬越(二)(17)、周東町瀬越(二)(18)、周東町瀬越(二)(19)、周東町瀬越(二)(20)、周東町瀬越(二)(21)、周東町瀬越(二)(22)、周東町瀬越(二)(23)、周東町瀬越(二)(24)、周東町瀬越(二)(25)、周東町瀬越(二)(26)、周東町瀬越(二)(27)、周東町瀬越(二)(28)、周東町瀬越(二)(29)、周東町瀬越(二)(30)、周東町瀬越(二)(31)、周東町瀬越(二)(32)、周東町瀬越(二)(33)、周東町瀬越(二)(34)、周東町瀬越(二)(35)、周東町瀬越(二)(36)、周東町瀬越(二)(37)、周東町瀬越(二)(38)、周東町瀬越(二)(39)、周東町瀬越(二)(40)、周東町瀬越(二)(41)、周東町瀬越(二)(42)、周東町瀬越(二)(43)、周東町瀬越(二)(44)、周東町瀬越(二)(45)、周東町瀬越(二)(46)、周東町瀬越(二)(47)、周東町瀬越(二)(48)、周東町瀬越(二)(49)、周東町瀬越(二)(50)、周東町瀬越(二)(51)、周東町瀬越(二)(52)、周東町瀬越(二)(53)、周東町瀬越(二)(54)、周東町瀬越(二)(55)、周東町瀬越(二)(56)、周東町瀬越(二)(57)、周東町瀬越(二)(58)、周東町瀬越(二)(59)、周東町瀬越(二)(60)、周東町瀬越(二)(61)、周東町瀬越(二)(62)、周東町瀬越(二)(63)、周東町瀬越(二)(64)、周東町瀬越(二)(65)、周東町瀬越(二)(66)、周東町瀬越(二)(67)、周東町瀬越(二)(68)、周東町瀬越(二)(69)、周東町瀬越(二)(70)、周東町瀬越(二)(71)、周東町瀬越(二)(72)、周東町瀬越(二)(73)、周東町瀬越(二)(74)、周東町瀬越(二)(75)、周東町瀬越(二)(76)、周東町瀬越(二)(77)、周東町瀬越(二)(78)、周東町瀬越(二)(79)、周東町瀬越(二)(80)、周東町瀬越(二)(81)、周東町瀬越(二)(82)、周東町瀬越(二)(83)、周東町瀬越(二)(84)、周東町瀬越(二)(85)、周東町瀬越(二)(86)、周東町瀬越(二)(87)、周東町瀬越(二)(88)、周東町瀬越(二)(89)、周東町瀬越(二)(90)、周東町瀬越(二)(91)、周東町瀬越(二)(92)、周東町瀬越(二)(93)、周東町瀬越(二)(94)、周東町瀬越(二)(95)、周東町瀬越(二)(96)、周東町瀬越(二)(97)、周東町瀬越(二)(98)、周東町瀬越(二)(99)、周東町瀬越(二)(100)

- (12)、周東町田尻(13)、周東町中山(1)、周東町中山(2)、周東町中山(3)、周東町中山(4)、周東町中山(5)、周東町中山(6)、周東町中山(7)、周東町中山(8)、周東町中山(9)、周東町中山(10)、周東町中山(12)、周東町中山(13)、周東町中山(14)、周東町中山(15)、周東町中山(16)、周東町中山(17)、周東町中山(18)、周東町中山(19)、周東町中山(20)、周東町中山(21)、周東町中山(22)、周東町中山(23)、周東町中山(24)、周東町中山(25)、周東町中山(26)、周東町西長野(1)、周東町西長野(2)、周東町西長野(3)、周東町西長野(4)、周東町西長野(5)、周東町西長野(6)、周東町西長野(7)、周東町西長野(8)、周東町西長野(9)、周東町西長野(10)、周東町西長野(11)、周東町西長野(12)、周東町西長野(13)、周東町西長野(14)、周東町西長野(15)、周東町西長野(16)、周東町西長野(17)、周東町西長野(18)、周東町西長野(19)、周東町西長野(20)、周東町西長野(21)、周東町西長野(22)、周東町西長野(23)、周東町西長野(24)、周東町西長野(25)、周東町西長野(26)、周東町西長野(28)、周東町西長野(29)、周東町西長野(30)、周東町西長野(31)、周東町西長野(32)、周東町西長野(33)、周東町西長野(34)、周東町西長野(35)、周東町西長野(36)、周東町西長野(37)、周東町樋余地(1)、周東町用田(1)、周東町用田(2)、周東町用田(3)、周東町用田(4)、周東町用田(5)、周東町用田(7)、周東町用田(8)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第八十三号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成二十八年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 埋立区域

(一) 位置

- 1 第一区 熊毛郡上関町大字長島字新地四九〇六地先公有水面
- 2 第二区 熊毛郡上関町大字長島字新地四九〇六から同大字天神町四八八〇の七に沿接する堤に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

- 1 第一区 次の1の地点から17の地点までを順次結んだ線、17の地点と18の地点を結ぶ昭和四十六年十一月九日付け指令港湾第一〇九五号でしゅん功認可された埋立地(以下「昭和四十六年埋立地」という。)と公有水面との境界線(D.L. + 三・二七メートル)及び1の地点と18の地点を結ぶ平成二十一年秋分の満潮位(D.L. + 三・〇六メートル)(以下「満潮位」という。)における公有水面と上関漁港福浦A防波堤との境界線に囲まれた区域
- 2 第二区 次の19の地点から46の地点までを順次結んだ線、46の地点と47の地点を結ぶ満潮位における公有水面と上関漁港西防波堤との境界線、47の地点と48の地点を結ぶ昭和五十年十二月九日付け指令港湾第一一八二号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 三・二七メートル)、48の地点と49の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線及び19の地点と49の地点を結ぶ昭和四十六年埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 三・二七メートル)に囲まれた区域

- 1の地点 熊毛郡上関町大字長島字上盛りの上盛山三等三角点(北緯三三度五分二・九六八秒東経一一三度〇五分三六・六三七秒)(以下「基準点」という。)から七八度四一分五一秒一、二七〇・三九メートルの地点
- 2の地点 1の地点から三〇度〇五分三八秒五・九五メートルの地点
- 3の地点 2の地点から三四度一八分〇九秒五・四六メートルの地点
- 4の地点 3の地点から三七度三四分〇四秒五・五二メートルの地点
- 5の地点 4の地点から四二度二六分一九秒一〇・八四メートルの地点
- 6の地点 5の地点から四五度二七分〇二秒一九・九八メートルの地点
- 7の地点 6の地点から四五度一〇分五二秒二〇・〇〇メートルの地点
- 8の地点 7の地点から四四度四三分五二秒三〇・九メートルの地点
- 9の地点 8の地点から三一四度一六分三二秒一・〇一メートルの地点
- 10の地点 9の地点から四三度五二分二一秒二・一九メートルの地点
- 11の地点 10の地点から一三四度〇六分三五秒一・〇四メートルの地点

45の地点	44の地点	43の地点	42の地点	41の地点	40の地点	39の地点	38の地点	37の地点	36の地点	35の地点	34の地点	33の地点	32の地点	31の地点	30の地点	29の地点	28の地点	27の地点	26の地点	25の地点	24の地点	23の地点	22の地点	21の地点	20の地点	19の地点	18の地点	17の地点	16の地点	15の地点	14の地点	13の地点	12の地点
44の地点から一四一度〇〇分四四秒二〇・〇〇メートルの地点	43の地点から一四〇度五五分一五秒二〇・〇〇メートルの地点	42の地点から一四〇度三八分二四秒一九・九九メートルの地点	41の地点から一四〇度五一分三〇秒二〇・〇〇メートルの地点	40の地点から一四一度〇七分四八秒一九・九三メートルの地点	39の地点から一四二度三分三八秒一九・八三メートルの地点	38の地点から一四四度四分四一秒一九・八三メートルの地点	37の地点から一四六度三分五八秒一九・八二メートルの地点	36の地点から一四七度五七分一三秒一四・九七メートルの地点	35の地点から一四九度〇五分二三秒三・〇四メートルの地点	34の地点から一四九度〇一分二五秒一・八二メートルの地点	33の地点から一五〇度一四分〇九秒六・九〇メートルの地点	32の地点から一四九度五四分四秒六・五三メートルの地点	31の地点から一四七度一六分五七秒六・九八メートルの地点	30の地点から一四四度三八分一八秒五・一二メートルの地点	29の地点から一四一度二四分四秒五・一三メートルの地点	28の地点から一三七度五八分五四秒三・七九メートルの地点	27の地点から一三五度〇六分二五秒四・一七メートルの地点	26の地点から一三〇度三三分〇五秒三・五三メートルの地点	25の地点から一二六度三六分四六秒二・六六メートルの地点	24の地点から一二三度四七分〇九秒二・六六メートルの地点	23の地点から一二〇度五七分三九秒三・五一メートルの地点	22の地点から一一七度二九分五三秒三・七一メートルの地点	21の地点から一一二度五四分一七秒二・八九メートルの地点	20の地点から一〇九度二四分五二秒一・六一メートルの地点	19の地点から六度一四分〇一秒一・三二メートルの地点	基準点から七六度〇三分一三秒一、四二六・〇〇メートルの地点	17の地点から二三度四三分五一秒二二・三八メートルの地点	16の地点から五三度三九分三九秒三・一一メートルの地点	15の地点から四九度三五分五秒二・九六メートルの地点	14の地点から一五七度二五分四九秒〇・二六メートルの地点	13の地点から四七度四七分〇九秒八・九九メートルの地点	12の地点から四四度四五分一二秒二〇・一七メートルの地点	11の地点から四五度二三分三秒一四・七一メートルの地点

46の地点	45の地点	47の地点	46の地点	48の地点	47の地点	49の地点	48の地点
46の地点から一四〇度五〇分一二秒一八・三四メートルの地点	45の地点から一四〇度五〇分一二秒一八・三四メートルの地点	47の地点	46の地点から一二九度三七分三三秒三・五五メートルの地点	48の地点	47の地点から三三二度一六分四六秒二〇八・七三メートルの地点	49の地点	48の地点から三三二度〇三分二四秒三・一六メートルの地点

(三) 面積

- 1 第一区 三四五・八八平方メートル
- 2 第二区 九六二・二三平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成二十二年十月二十九日 指令平二港湾第三九三号

三 関係図書を閲覧できる市町

上関町

四 認可を受けた者

山口市滝町一番一号
山口県

山口県知事 村岡 嗣政

五 認可の年月日

平成二十八年三月十四日



(二〇六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十八年五月二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあつた年月日

平成二十八年三月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人コミュニティ山口
 代表者の氏名 片山 望正
 主たる事務所の所在地 周南市城ヶ丘五丁目九番二六号



山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第二号

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則

山口県警察本部組織規則（昭和二十九年山口県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「犯罪抑止対策室」を「人身安全対策室」に、「警備部警備課に警衛対策室」を「刑事部捜査第二課に特殊詐欺対策室を、警備部外事課に国際テロリズム対策室」に改める。

第四条第一項警務課に関する部分第三号中「職階制」を「人事評価」に改め、同条第二項生活安全企画課に関する部分中第二十二号を第二十六号とし、第八号から第二十一号までを四号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の四号を加える。

八 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の施行に関すること。

九 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百四十四号）の施行に関すること。

十 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）の施行に関すること。

十一 行方不明者発見活動に関すること。

第四条第六項外事課に関する部分第二号中口を八とし、イの次に次のように加える。

口 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）及び関税法（昭和二十九年法律第六十一号）に規定する犯罪のうち国際的な平和及び安全の維持に係るもの

第四条第六項外事課に関する部分中第一号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加

える。

二 外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズムに関する警備情報に関すること。

三 テロリズムその他の警備犯罪の取締りに関すること。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第三号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表三の項宮野大歳線に関する部分中、「朝田字三田地九〇二の一」を「宮野下字田中三三〇の一」に改め、同表中十の項を十一の項とし、六の項から九の項までを一項ずつ繰り下げ、五の項の次に次のように加える。

六 山口市道	六区八区線	山口市下小鯖字三本松三二八〇の一 地先から同字三二八一の二地先まで
	六区八号線	山口市下小鯖字三本松三二八一の二地先から同市下小鯖字内山九九二の二一 地先まで
	勝井高井線	山口市朝田字三田地九〇二の七地先から同市朝田字挽地一三三〇の一〇地先まで

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。



山口県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

山口県議会議長 畑原基成

山口県議会傍聴規則第一号

山口県議会傍聴規則の一部を改正する規則

山口県議会傍聴規則(昭和五十二年山口県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第四項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県企業局告示第二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、厚東川工業用水道改良事業送水管布設(厚東川横断管)工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十八年三月二十二日

山口県公営企業管理者 弘中勝久

一 厚東川工業用水道改良事業送水管布設(厚東川横断管)工事

(一) 工事場所 宇部市大字吉見字地主平から同市大字車地字天附までの間

(二) 工事の概要

工	法	延	長
土圧式推進工法		二	四メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事及び水道施設工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業及び水道施設工事業に係るものに限る。))を受けていること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十八年三月二十一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(土木一式工事の数値が千四百以上であり、かつ、水道施設工事の数値が千以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百八十以上であり、かつ、水道施設工事の数値が六百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県企業局厚東川工業用水道事務所 宇部市西宇部北五丁目六番四号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十八年三月二十二日から同年四月十二日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を
平成二十八年五月十八日までに発送する。
四 その他

この審査についての問合せは、山口県企業局厚東川工業用水道事務所（電話〇八三
六一四一一一〇〇）にすること。

平成二十八年三月二十二日発行

発行人

山口県知事